2　前項の申請をした者は、防衛大臣が確認をするため必要とする時期までに、次に掲げる書類を、防衛大臣に提出しなければならない。

一　設計計画書

二　設計書

三　図面目録

四　設計図面

五　部品表

六　製造計画書

七　飛行規程（装備移転航空機の概要、性能、限界事項、非常の場合にとらなければならない各種装置の操作その他の措置、通常の場合における各種装置（装備移転無人航空機については各種機能）の操作方法その他装備移転航空機が安全な飛行を行うために必要な事項を記載した書類をいう。）

八　整備手順書（装備移転航空機の構造、構成品（装備移転航空機を構成する装置、機器又は部品をいう。）及び系統に関する説明、定期の点検の方法、装備移転航空機に発生した不具合の是正の方法その他の装備移転航空機の整備に関する事項その他装備移転航空機が安全性基準に継続的に適合するために必要な事項を記載した書類をいう。）

九　装備移転航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類

十　その他参考となる事項を記載した書類

3　防衛大臣は、第一項の申請に係る装備移転航空機の設計が安全性基準に適合することの確認をしたときは、当該申請をした者に対し、装備移転航空機設計確認書（別記様式第十四）を交付するものとする。

4　防衛大臣は、第一項の申請に係る装備移転航空機の設計が安全性基準に適合することの確認をするため必要があると認める場合は、当該申請をした者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

第八十七条の九　前条第三項の規定により装備移転航空機設計確認書の交付を受けた者が、当該装備移転航空機設計確認書の交付を受けた装備移転航空機の設計を変更しようとするときは、法第百七条第七項の規定により、変更しようとする設計が安全性基準に適合することについて、防衛大臣の確認を受けなければならない。この場合において、当該交付を受けた者は、装備移転航空機設計変更申請書（別記様式第十五）に、当該装備移転航空機設計確認書の写しを添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

2　前項の申請をした者は、防衛大臣が確認をするため必要とする時期までに、前条第二項各号に掲げる書類を、防衛大臣に提出しなければならない。

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による申請について準用する。この場合において、前条第三項中「者に対し、」とあるのは「者に対し、新たに」と読み替えるものとする。

（製造の確認）

第八十七条の十　法第百七条第七項の規定により、装備移転航空機を製造する者は、製造しようとする装備移転航空機が安全性基準に適合することの確認を受けようとするときは、装備移転航空機製造確認申請書（別記様式第十六）に、次に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をし

［条を加える。］

［条を加える。］